



交通安全市民会議ニュース7月号



令和元年の道路交通法改正により、運転中のスマホ使用について罰則が強化されましたが、ながらスマホが原因による交通事故は後を絶ちません。5/31(火)に名古屋市内で起きた交通死亡事故は、運転中のスマホ使用による前方不注意が原因でした。「少しぐらい良いだろう」という安易な考えから運転中にスマホを使用すると、重大な事故を引き起こす可能性があります。車に乗る時は、運転に集中できるように環境を整え、気を引き締めて走行しましょう！

運転中のスマホ等使用に対する罰則

携帯電話使用等（保持）… 通話（保持）、画像注視（保持）する行為

罰則	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	反則金	大型…2万5千円 普通…1万8千円 二輪…1万5千円 原付…1万2千円	点数	3点
-----------	--------------------	------------	--	-----------	----

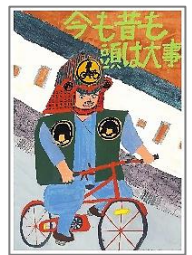
携帯電話使用等（交通の危険）… 通話（保持）、画像注視（保持・非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為

罰則	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	反則金	適用なし (反則金制度の対象外となり、 すべて罰則の対象に)	点数	6点 (免許停止)
-----------	--------------------	------------	--------------------------------------	-----------	--------------



	ポスター	標語	作文
テーマ	① とまってくれてありがとう運動の推進 ② 子ども・高齢者の交通事故防止 ③ 自転車の安全利用促進 ④ ドライバーの安全運転促進 ⑤ ライダーの安全運転促進 ⑥ 上記以外の交通安全全般		交通安全への思いや、交通事故防止のために日頃から実践していること、交通事故の体験など
規格等	4つ切り画用紙	はがきサイズの内紙	400字詰め原稿用紙 4枚以内(題名・氏名含む)
応募点数	1人1点	1人1点	1人1点

応募資格 豊田市在住又は在学・在勤の方
提出先 豊田市交通安全市民会議事務局(豊田市役所南庁舎4階 交通安全防犯課内)
提出方法 小学生、中学生及び高校生の応募者は学校を通じて応募してください。作品の裏面(作文は最終ページ)に、氏名、住所、電話番号、テーマ番号(ポスター、標語)を明記してください。
提出期限 令和4年9月8日(木)
その他 詳しい募集要領は、豊田市交通安全市民会議ホームページをご覧ください。(ホームページアドレス <https://signal.toyota.aichi.jp/>)



令和3年度
豊田市長賞作品